

EUにおけるBSE関係輸入条件

TSEに関するEU規則(規則EC999/2001)第5条に規定されるBSEステータス分類は行われていないため、現時点では、同規則第22条及び第23条「移行措置」に規定されている以下の輸入条件が適用されている。

定義	GBR	GBR	GBR	GBR
輸入に係る条件	ほとんど可能性がない	可能性は少ないが、排除されない	可能性は大きい、確認されていない、又は低いレベルで確認されている	高いレベルで確認されている
輸入に係る条件	生体牛については、なし 牛由来製品 ^{注1)} については、当該国で生まれ、飼養され、と畜された牛由来のもの以外は含まない旨を示す証明書の添付を義務付け	生体牛については、ほ乳動物由来たん白質飼料の反芻動物への給餌禁止が効果的に実施されており、母牛及び由来牛群が恒久的な識別制度によって識別され、BSE感染が疑われる母牛の子孫でない旨を示す証明書の添付を義務付け 牛由来製品 ^{注1)} (特定危険部位は除く)については、以下を示す証明書の添付を義務付け ・ガス注入やピッシングを用いてと殺された牛由来でないこと ・12か月齢以上の頭蓋骨(下顎を除く)、脳、眼球、脊髄、24か月齢以上の脊柱(尾椎、棘突起、横突起を除く)、背根神経節、全月齢からの扁桃、十二指腸から直腸までの腸管、腸間膜が含まれないこと ・牛、山羊、めん羊の骨からの機械回収肉が含まれないこと		
該当国	EU加盟国	EU加盟国(1ヶ国) スウェーデン	EU加盟国(22ヶ国) アイルランド デンマーク イタリア ドイツ エストニア ハンガリー オーストリア フィンランド オランダ フランス キプロス ベルギー ギリシャ ポーランド スペイン マルタ スロバキア ラトビア スロベニア リトアニア チェコ ルクセンブルグ	EU加盟国(2ヶ国) 英国 ポルトガル
	EU加盟国以外(10ヶ国) アイスランド ニューカレドニア アルゼンティン ニューゼーランド ウルグアイ パナマ オーストラリア ヴァヌアツ シンガポール パラグアイ	EU加盟国以外(14ヶ国) インド ナミビア エルサルバドル ニカラグア ケニア ノルウェイ コスタリカ パキスタン コロンビア ブラジル スワジランド ボツワナ ナイジェリア モーリシャス	EU加盟国以外(16ヶ国) アルバニア トルコ アンドラ ブルガリア イスラエル ベラルーシ カナダ メキシコ クロアチア ルーマニア サンマリノ 南アフリカ スイス 米国 チリ 旧ユーゴスラビア・マケドニア	EU加盟国以外
輸入実績(2004年: Eurostat HPより) 生鮮、冷蔵、冷凍牛肉(調理品は除く)	アルゼンティン: 62,033t ウルグアイ: 15,161t オーストラリア: 6,993t ニューゼーランド: 710t パラグアイ: 10t	ブラジル: 167,295t ボツワナ: 9,147t ナミビア: 8,858t スワジランド: 290t ノルウェイ: 81t	ポーランド: 45,013t スロベニア: 2,157t リトアニア: 1,892t チェコ: 978t ラトビア: 303t エストニア: 117t ハンガリー: 9,060t カナダ: 763t クロアチア: 306t チリ: 297t 米国: 158t アンドラ: 34t	

注1)牛由来製品とは、特定危険部位、生肉、挽肉及び挽肉調製品、肉製品、その他動物由来製品、レンダリング油脂、ゼラチン、ペットフード、血液製品、加工動物たん白質、骨及び骨製品。
注2)GBR評価が実施されていないセルビア・モンテネグロからも、652.3t(2003年)、1,013.3t(2004年)の輸入実績がある。